

避難解除等区域復興再生計画改定案に対する県知事意見

避難解除等区域復興再生計画

避難解除等区域の復興・再生を図るため、除染、インフラ、生活環境、産業の再生に係る具体的取組や目指すべき復興の姿を示す計画

福島復興再生特別措置法

福島復興再生基本方針

避難解除等区域復興再生計画 (H25.3.19)
《福島県の申出を受けて、内閣総理大臣が決定》

第1部 全般的事項

第2部 広域的な地域整備の方向

第3部 市町村ごとの計画

改定申出
H26.5.12

<背景>

- 避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域の3区域への再編完了 (H25.8)
- 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」(復興加速化指針 H25.12 閣議決定)

主な改定案

避難地域の目指すべき復興の姿

- ・国・県・市町村が連携し、中長期・広域の視点に立った避難地域の将来像の検討
- ・双葉郡中高一貫校、環境創造センターの整備など

国の「復興加速化指針(H25.12)」の具現化

- ・「福島再生加速化交付金」が地元自治体にとって、真に使い勝手がよいものとなるよう、県及び市町村のニーズを踏まえた運用等について調整
- ・住居確保損害に係る賠償や早期帰還者賠償の円滑な実施に向けた東京電力に対する指導

除染

- ・帰還困難区域における除染モデル事業の結果を踏まえ、地元とともに検討
- ・森林は、新たな知見を踏まえ、適時・適切に対策を充実
- ・除染終了後、事後モニタリングを実施し、必要な場合はフォローアップ除染を実施

福島・国際研究産業都市(イノベーション・コースト)構想

- ・廃炉研究開発拠点、ロボット開発・実証拠点、国際産学連携拠点、関連産業の集積やインフラ整備等についての検討を踏まえ、構想の実現に向けて必要な取組、支援策等について提言をまとめる

常磐自動車道への(仮称)復興ICの整備

- ・復興ICの整備を福島県及び関係自治体が主体となり検討

改定案に対する県知事意見

- これまでの関係省庁・県・市町村間における協議の結果、予算化されたものや方針が決定された施策・事業については、現時点で概ね計画に盛り込まれたが、予算化の見通しがたっていないもの等については、計画に盛り込まれていない。
- そのため、県知事意見においては、改定案に記載されず積み残されている重要な課題等について修正を求めること、計画策定後も必要なものは協議を継続し、具現化することを、特措法に基づき、県・市町村の意見として国に求める。

1. 魅力ある避難地域復興の実現

国は、避難地域の将来像について、県・市町村と一体となって検討

2. 毎年度1回の計画見直しと長期にわたる十分な財源の確保

3. 主な修正を求める事項及び協議を継続して早急に具現化すべき事項

- (1) 除染の確実かつ適正な実施
- (2) 放射線に関する正しい情報の発信
- (3) 県民の健康と安全・安心を守る取組
- (4) 帰還に向けた子どもを育む体制の整備
- (5) 福島・国際研究産業都市(イノベーション・コースト)構想の推進
- (6) JR常磐線の早期全線復旧のための措置
- (7) 常磐自動車道の早期整備
- (8) 常磐自動車道への(仮称)復興ICの整備
- (9) 避難地域の復興・再生に向けた道路整備の国直轄代行の実施
- (10) 医療・福祉・介護従事者等の早急な確保
- (11) 営農再開に向けた研究拠点における調査・研究への支援
- (12) 営林活動における木材の利用基準及び検査方法の明示

4. 市町村の復興の具現化を図るための課題の把握と施策の推進充実

避難解除等区域復興再生計画（改定案）に対する意見（案）

平成26年6月 日
福島県知事

避難解除等区域復興再生計画（以下「本計画」という。）は、福島県及び各市町村の復興計画と併せ、避難解除等区域の復興及び再生を国が責任を持って実現するための根幹となる重要な役割を有する計画である。

本計画は、この地域の『自立』（各市町村における生活環境の整備、避難者の生活再建の推進）と他の地域との『共生』（双葉郡等として広域的な一体性ある復興、受入自治体への支援の持続性の確保、広域的な交流環境の整備の推進等）の理念を両輪とし、原子力災害の被災者に十分に寄り添い、被災者が一日も早く将来の生活設計が描けるよう、特に重要となる具体的な施策・事業を盛り込み、実効性のある中身の濃い計画とすることが必要である。

国は、原子力災害からのこの地域の復興に全面的な責任を負うという責務を改めて真摯に受け止め、自ら県・市町村の先頭に立ち、この地域の意向を踏まえながら避難地域の将来像と復興の道筋を描くとともに、その実現に向けた必要な施策・事業を主体的かつ体系的に具現化し、必要となる財政上の措置等を講じながら、県・市町村と協働してこれらを着実に実行していくことが必要である。

このような観点に立ち、平成26年5月26日付けで内閣総理大臣より示された避難解除等区域復興再生計画改定案に対して下記のとおり意見を申し上げる。

国は、この改定案に対する意見を重く受け止め、本文の修正と対策の具体化を図ること。

なお、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の安全確保は、この地域の復興・再生の前提となる最も重要な課題であり、国は、再び事故が拡大することがないように前面に立って万全の備えを講じつつ、事故の完全収束に向けた取組を着実に進めるとともに、不測の事態に対しても、住民の安全・安心を確保するよう申し添える。

記

1. 魅力ある避難地域復興の実現

- 避難地域の市町村が置かれている状況は様々であるが、住民がふるさとに帰還し、安全・安心に生活するためには、将来も安定した魅力ある生活環境の実現が必要不可欠である。国は、避難地域の将来像について、本計画に記載された将来像の道筋や論点に基づき、市町村の意向を最大限尊重しながら、県、市町村と一体となって検討を進めること。
- 加えて、住民の帰還や企業等の立地等を促進していくためには、本計画を根幹とした復興のための施策・事業が着実に実施され、地域の復興の動きや進捗が住民の目に見える形で前進していくことも、非常に重要である。

本計画に記載された施策・事業について、国が最後まで責任を持って、確実かつ速やかに実施すること。

2. 機動的な計画の見直しと長期にわたる十分な財源の確保

- 現在、避難地域における市町村では、町内復興拠点整備に向けた動きが進められ、また、福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想で地域開発の在り方等も具体的に検討されている。
- 避難地域復興のためには、中長期を見据えた大きな方針やビジョンを示しつつ、避難指示の解除や住民意向、地域の復興の進捗状況等に即しながら、柔軟かつ機動的に、それぞれの状況で必要な具体的な事業・施策をきめ細かく具現化していく必要がある。
- 特に第3部の市町村ごとの計画については、国・県が協働で市町村を訪問し行う協議や首長レベルでの協議の機会を随時設けるなどにより、復興に向けた地域課題を十分に把握した上で、課題に対する対策の具現化を図ること。

さらに、市町村に共通する課題などの解決に向けて、関係市町村、県との連携を強化し、地域一体となって対策の具現化を図ること。

- こうした機動的かつ柔軟な計画の見直しとその実現を図るためにも、国は、毎年度一回は計画の見直しを行い、内容の更なる充実を図ること。

- 併せて、長期にわたる計画の実施のため、復興が成し遂げられるまでの間、福島再生加速化交付金、東日本大震災復興交付金、社会資本整備総合交付金及び震災復興特別交付税等の復興予算を別枠で十分に確保すること。

また、復興予算は県・市町村が自主的かつ効果的に活用できるよう自由度の高いものとする。

さらに、復興に必要な予算の確保に当たっては、各市町村の意向が十分に反映できるような仕組みを構築すること。

- なお、大熊町及び双葉町の市町村ごとの計画（第3部）については、今後、国・県・町との協議により、インフラ復旧工程表等、両町の復興・再生のために必要な施策・取組の具体化を図った上で、速やかに本計画の第3部に位置付けること。

3. 計画全般に関し本文案の修正を求める事項及び引き続き協議を継続して早急に具現化すべき事項（第1部から第3部共通事項）

- 次の事項は、避難地域の復興・再生を図る上で、特に喫緊の対策が必要な事項である。これらについては、今回の計画決定の際に本文の修正に反映し、又は、早急に対策の具体化を図った上で、次回の本計画の見直しの際に計画に反映すること。
- また、公共インフラの復旧・機能強化や生活環境再生のための基盤整備など多岐にわたる施設等の復旧整備は、地域の復興の段階に応じて、適時適切に実施する必要がある。国は、県・市町村のみならず、町村会、広域市町村圏組合、水道企業団などの広域の特別地方公共団体等とも緊密に連携して協議を行い、関係自治体・団体等との協働のもと、効果的かつ一体的に、速やかに実施することができるよう必要な措置を講ずること。

(1) 除染の確実かつ適正な実施

- 除染については、避難解除等区域等の復旧・復興における最優先事項であることから、国の責任の下、市町村の意向を十分に踏まえながら、追加的除染への対応も含め必要な除染は確実に実施すること。
- 帰還困難区域においても必要な除染を実施すること。特に、復旧・

復興を図るうえで欠かせない国道6号、JR常磐線、常磐自動車道などのインフラや復興拠点の整備に必要となる除染について、優先的に実施すること。

- 住居等近隣以外の森林については、放射性物質の拡散防止や放射線量の抑制対策を含めた新たな除染方法の追加など、地域の実情に即した除染方針を速やかに決定し、実施に関するロードマップを早急に示すこと。
- 長期目標に掲げる追加被ばく線量1 mSv/年を堅持し、一日も早い達成に向けて、除染等の措置を継続的に進めること。

(2) 放射線に関する正しい情報の発信

- 放射線に対する不安が払拭されることは、住民が安心して帰還する上で極めて重要であることから、低線量下における健康リスク等放射線影響に関する情報など、住民の不安を和らげるとともに、相互理解が図られるリスクコミュニケーションを基本とした、丁寧できめ細やかな説明を行うこと。
- 放射線の影響については、その特殊性によって国民の正しい理解の醸成が特に必要であることから、県民のみならず全国民の理解が早急に得られ、根拠のない風評や誤った理解による社会・生活面での過剰な反応等が生ずることのないよう、上記を含めた正確な情報の発信を行うこと。

(3) 県民の健康と安全・安心を守る取組

避難生活が長期化する中で、心身の健康の維持を始めとして避難者を取り巻く諸課題が深刻さを増しており、さらに、今後は応急仮設住宅等から新しい生活の場への移行による新たな課題も見込まれる。具体的には、18歳以下の医療費無料化の継続や復興公営住宅への入居などに伴い分散化していく避難者の見守り・相談体制、孤立化や孤独死を防止する体制等の構築、放射線に関する検査体制の維持、帰還した住民や各種作業員の放射線防護措置など、様々な課題が山積する現状を踏まえ、国は、専門的見地から避難者を支援する体制の強化や、分散化する避難者に対応する各種相談員の増員、連携などの取組、各種相談員の安定的な確保や研修制度の充実等に対し、財政上の措置を

含め必要な措置を講ずること。

(4) 帰還に向けた子どもを育む体制の整備

住民の帰還にあたっては、子どもが等しく就学することができる環境整備はもちろんのこと、学力向上対策や学習環境の充実、国際的人材の育成体制の整備や、子どもの体力向上、肥満解消、心のケア対策に加え、小児医療・周産期医療の充実や子どもを育てるための経済的な負担軽減など、安心して子どもを生み、育てられる環境を構築する必要がある。このため、教育水準の向上を図るための支援等を行うほか、子どもを生み、育てていく環境を構築する観点から財政上の措置を含め必要な措置を講ずること。

(5) 福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想の推進

福島・国際研究産業都市構想については、廃炉に向けた最先端の研究を確実に進めるとともに、国内外の産学連携と関連産業等の集積、さらには農林水産業も含めたあらゆる産業への波及を目指す、浜通りの地域再生のエンジンとなることから、地域産業への波及と実効性が担保されるよう、必要な予算措置や税制、規制緩和等を積極的に講ずること。

なお、今回の計画決定に際して、構想に関する本文への具体的な例示として本県産業復興の柱でもある「再生可能エネルギーの飛躍的推進、農林水産業の復興」を新たに追加するとともに、政府一体となった構想の推進体制を早急に構築すること。

(6) JR常磐線の早期全線復旧のための措置

- JR常磐線については、地元自治体の要請等も踏まえつつ、早期全線復旧に向けて、JR東日本に対し、避難指示区域の見直しに合わせた運転区間の順次延伸などの指導を行うこと。
- また、JR常磐線の復旧は、一民間企業に負わせるべき課題でなく、国が断固たる責任を持って、早期全線復旧を確実に促進することが必要であることから、JR東日本に対して、現行の鉄道復旧支援における赤字要件などの補助要件の緩和等を行うとともに、ルート移設等により原状の復旧から増加する事業費について、国が支援すること。

なお、早期の全線復旧を進める中で、線形改良や道路との立体交差化等により高速化を図るとともに、複線化による利便性の向上、特急列車の東京駅乗り入れなど、単なる復旧にとどまらないJR常磐線の基盤強化を検討すること。

(7) 常磐自動車道の早期整備

常磐自動車道については、避難解除等区域のインフラ復旧、除染作業、復興等を進めるために必要不可欠な基幹的なインフラであり、特に分断されている浜通り地方の地域経済を復興させるために重要であることから、迅速に整備を図ること。

(8) 常磐自動車道への（仮称）復興ICの整備

①緊急時における住民・作業員等の避難路の確保、②消防・救急等に係る緊急車両による広域活動の迅速性の確保、③長期間に及ぶことが想定される福島第一原子力発電所事故の収束及び廃炉作業の進展、④住民帰還に向けたインフラ復旧等の復興事業の加速化、⑤住民帰還に不可欠な除染作業の加速化など、原子力災害に起因する諸課題を解決するとともに、避難地域の住民帰還に向けた環境を整備し、復興・再生を加速化させるため、既存制度にとらわれず、国の責務により（仮称）復興ICを整備すること。

(9) 避難地域の復興・再生に向けた道路整備の国直轄代行の実施

避難解除等区域へ帰還する避難者の生活を支え地域の再生を図るため、必要な道路機能の復旧・強化について「ふくしま復興再生道路」として県が事業を進めている国道399号、吉間田滝根線及び小名浜道路の早期完成に向け、地域合意を得たことから、福島復興再生特別措置法に基づき、平成27年度から国直轄による代行事業に着手できるよう必要な手続きを確実に実施すること。

(10) 医療・福祉・介護従事者等の早急な確保

- 浜通りや避難解除等区域の医療従事者、介護職員及び保育士等の不足については、原子力災害以降深刻な状況が現在も続いており、多数の避難者を受け入れている自治体はもちろんのこと、避難指示解除後

の住民の帰還にあたっては医療・福祉・介護提供体制の確保は重要な課題である。

したがって、医療従事者、介護職員及び保育士等の更なる人材確保対策を講じること。

- 避難地域等の医療・福祉体制の復興・再生に先立って、区域再編等で立入りが緩和された際の緊急の医療体制を迅速かつ確実に構築し、地域住民の生命を守ること。

(1 1) 営農再開に向けた研究拠点における調査・研究への支援

避難解除等区域における一日も早い営農再開と農業の再生に向けた拠点として福島県が整備を進めている「浜地域農業再生研究センター（仮称）」について、その機能が円滑に発揮できるよう、調査・研究活動に対して十分な財源を確保すること。

(1 2) 営林活動における木材の利用基準及び検査方法の明示

避難指示解除準備区域等の中には、すぐにでも営林活動が行える場所もあることから、安全な木材を市場等へ流通させるために、早急に木材を利用する際の判断基準とその検査方法を明示すること。

4. 市町村ごとの計画について（第3部関連）

市町村ごとの計画について、現状と課題の記述に留まっている項目や具体的施策の記載が乏しい項目については、市町村の復興計画の具現化と市町村が直面する課題を解決するため、国・県が協働で市町村を訪問し実施する協議などを通じて、課題の把握とそれらに対応する施策の推進・充実を図ること。